

## 委託業務の内容

民間事業者が行う具体的業務の内容は、以下のとおりである。

## 1 民間事業者が行うべき業務の具体的内容

## (1) 登記事項証明書等の交付に係る業務

## ア 受付

- (ア) 窓口請求（登記所の窓口において直接請求がされた場合）  
登記事項証明書等交付請求書の受領，印鑑カードの受領（印鑑証明書請求の場合），請求の具体的理由の確認（公用請求の場合），手数料分の収入印紙の貼付状況の確認並びに消印及びタイムスタンプ処理
- (イ) 郵送請求（郵送により登記所に請求がされた場合）  
登記事項証明書等交付請求書の受領，印鑑カードの受領（印鑑証明書請求の場合），請求の具体的理由の確認（公用請求の場合），手数料分の収入印紙の貼付状況の確認，消印の処理及び郵券の確認
- (ウ) オンライン請求（インターネットを利用して登記所に請求がされた場合）  
請求の有無に係る確認，請求情報の取得・確認，手数料の納付の確認，電子証明書等の内容の確認（印鑑証明書請求の場合）

## イ 作製

- (ア) 窓口請求・郵送請求
  - a 電子化されたもの  
請求情報の乙号事務処理用端末への入力，請求物件等の特定，認証文の付された登記事項証明書等の出力指示及び内容の確認，証明を請求する事項を記載した書面と登記事項等の照合
  - b 電子化されていないもの
    - (a) 複写機により謄抄本，写しを作成するもの  
簿冊等の搬出入，複写，認証文等の付記，公印の押印（せん孔を含む。）及び内容の確認
    - (b) 証明を請求する事項を記載した書面と登記事項を照合するもの  
簿冊の搬出入，証明を請求する事項を記載した書面と登記事項等の照合，認証文の付記及び公印の押印（せん孔を含む。）（登記事項に関する証明書請求の場合）

## (イ) オンライン請求

認証文の付された登記事項証明書等の出力指示及び内容の確認

## (ウ) 証明書発行請求機（登記所外証明書発行請求機を含む。以下同じ。）による請求（設置庁のみ）

出力された登記事項証明書等の内容の確認

## ウ 引渡し

- (ア) 窓口請求  
不足手数料分の収入印紙の受領，消印の処理，印鑑カードの返却（印鑑証明書請求の場合），引渡し，タイムスタンプ処理
- (イ) 郵送請求  
不足手数料分の収入印紙の追加送付連絡（郵送請求のみ），発送手続（印鑑カードの返却を含む。）
- (ウ) オンライン請求  
窓口における引渡し（申請情報・印鑑カード等の確認を含む。），私書箱への投函，発送手続
- (エ) 証明書発行請求機による請求（設置庁のみ）  
整理番号票の受領，印鑑カードの確認（印鑑証明書請求の場合），手数料分の収入印

紙の受領，消印の処理，引渡し

## (2) 閲覧に係る業務

### ア 受付

閲覧請求書の受領，請求の具体的理由の確認（公用請求の場合），手数料分の収入印紙の貼付状況の確認及び消印，タイムスタンプ処理

### イ 閲覧の実施

簿冊等の搬出入，引渡し，タイムスタンプ処理，監視，返却された簿冊等の受領，点検

## (3) その他の業務

窓口及び電話による相談・質問・照会対応（管轄案内，道案内，登記事項証明書等の記載事項に係る説明，住居表示番号による地番・家屋番号照会への対応，処理状況確認への対応等）

## (4) 管理業務

### ア 処理状況等の管理

### イ 適法性の管理

### ウ 個人情報保護

### エ 秘密情報等の保護

### オ セキュリティ対策

### カ 不正・不当事案の対応

### キ 定期的な内部監査の実施

### ク クレーム対応

### ケ 登記事項証明書交付等請求書類の手数料額と貼付印紙の確認等

### コ 郵券等の取扱い

### サ 備品，消耗品等（施設及び設備等を含む。）の使用

### シ 公印の適正な使用及び保管

### ス 地紋紙（証明専用の特殊用紙）・印鑑証明書の専用紙の適正な使用及び保管

### セ 書庫内に格納されている簿冊，書類等の管理

### ソ 乙号事務処理用端末の終了処理等

### タ 証明する登記官の名前及び日付の出力確認

### チ 業務報告書（日報）・事業報告書（月報）及び処理事件数統計表（毎月）の作成及び提出等

### ツ 危機事態への対応

### テ 執務時間外（休日を含む。）における業務の実施

### ト 受託事業者の交代に伴う引継ぎ等

### ナ 国との連絡・調整

## 2 付随業務

(1) 執務室及び窓口の整理整頓等乙号事務処理に当たっての準備作業

(2) 使用設備の故障時の業者への連絡

## 3 職員と連携して受託事業者が処理する業務

(1) システム障害発生時・プログラム変更時における対応

(2) 登記申請と同時に登記事項証明書等の請求がされた場合の対応（本取扱いを認めている登記所に限る。）

(3) 不正行為者への初期的対応

(4) 法務局職員による監査の実施